

次贈位の盛典が彼れの一生に於て如何なる勳績を追賞せられしものなりやは余輩の窺ひ知る限にあらずとはいへ、世間傳ふるが如き外寇撃攘の功に依らざりしことだけは余輩の信じて疑はざるところなり。

## 支那に於ける天主教の保護權に就て

文學士 矢野 仁 一

### (一) 序 言

支那に於ける天主教(羅馬カソリック教)の保護權は支那の天主教の歴史に於て極めて重要な問題で、支那の典禮問題と合して一大紛擾を宗教界に惹起したことがあるのみならず、佛蘭西が葡萄牙の保護權を破り、自國の保護權を完成せむとして苦心經營したる顛末乃至最近獨逸が自國の宣教師に對する保護權を確立せむとして當時三國同盟の一たる伊太利と共に活動し、終に山東を三分し、南部山東に自國の保護權を確立し、膠州灣占領の原因を爲すに至りたる由來は、外交の歴史に於ても亦興

ある問題である。我國が支那に代りて膠州灣を奪還占領したる時に於て此問題を紹介して聊か世人研究の資に供せむとするも必ずしも徒爾の業ではあるまい。

## (二) 葡萄牙の保護權に就て

元來支那の天主教保護權は葡萄牙の獨占に屬したものである。西曆一四五四年全亞細亞の天主教保護權を以て葡萄牙王に委任した羅馬法王の敎書は即ち其淵源を爲すものであるが、支那の如き大國の布敎事業を葡萄牙の如き小國に於て獨占することは、素より國力の許さざる所であるから、葡萄牙は已むを得ず他國の宣敎師にも之を許さなければならぬ様になつたのであるが、猶ほ此等の宣敎師は其出發前に必ずリスボンに來て其處から葡萄牙王の特許を得て出發しなければならぬと云ふことにして、無理に此特權を維持せむとしたものである。然しオーガスチン會、ドミニカン會、フラシンスカン會の如き天主教諸團體の宣敎師中には初より葡萄牙王の特權を認めず、リスボンを経由せず、西班牙の新殖民地フィリッピン島より直接に支那に渡るものもあつた。一五八五年頃法王グレゴリー第十三世は葡萄牙王の要求に依り支那全國の天主教支配權を以て葡萄牙王任命の澳門主敎マカオに與へ、リスボンを経由せ

す、葡萄牙王の特許を得ずして亞細亞に渡るを禁ずると云ふ敎書を發したが、此等の宣敎師は葡萄牙が其保護權の根據と恃める一四五四年の敎書は、只だ葡萄牙王の自力を以て建設せる亞細亞各地の教會に對する保護權を與ふるのみで、葡萄牙の解釋する如く必ずしも全亞細亞の保護權を葡萄牙王に與ふるもので無い、又グレゴリー第十三世の敎書も、葡萄牙が獨り亞細亞に殖民地を有し、又東印度の航海權を獨占したる時代に於て必要上發せられたもので、既に西班牙、和蘭、英吉利等の諸國が相繼て殖民地を有し、又和蘭、英吉利、佛蘭西が並に航海に従事する今日に其効力を持續するものに非ずと論じて、葡萄牙の保護權を承認しなかつたのである。法王廳の意見も、葡萄牙王の政權に依て天主教の隆興を圖らむとする如く、又其保護權を完成するを中、心悅ばざるが如く、屢々浮動して一定しなかつた。然るに一六二二年に至り、法王廳に Propaganda Fide 部の設立あり、法王親ら海外の布敎事業を直轄し、亞細亞各地に代理として Vicarie apostolique を任命し、其所管の Vicariat apostolique 内の各宣敎師に命令する權を與へむとし、一六三〇年法王ウルバン第八世は更にグレゴリー第十三世の敎書を無用として之を廢棄する旨を宣言したのである。又一六八三年(康熙二十二年)巴里に於て基督敎國以外の所謂異敎徒に對する傳道の目的を以て有名な Missions étrangères 會

が設立され、益々葡萄牙王の特権を消滅せしむる様な傾向は盛になつたから葡萄牙王は若し澳門マカオの一教區(Diocèse)を管理する者は主教(Evêque)で、未だ法王廳の教籍に登録されないVicariat apostoliqueを法王に代て管理するVicaire apostoliqueは一主教にして支那全國の教務を管理するに力が足りないこと云ふことならば自ら支那を幾つかの教區に分ち、其主教を任命すべし、法王が葡萄牙王に商量らず、直接にVicaire apostoliqueを派遣するは、葡萄牙王の權利を侵犯する行爲であること稱して法王に抗議したので、法王は已むを得ず、葡萄牙王に許すに澳門教區の外、別に北京南京の二教區を設けて其主教を任命する權を以てした。葡萄牙王は支那全國は勿論東京交趾までも此三教區を以て管理せむとするや、法王は之を許さず法王の教權に依て、三教區の範圍を定め

澳門教區 廣東、廣西、海南島

北京教區 直隸、山東、滿洲

南京教區 江南、安徽、江蘇、河南

其他の支那各地に於ては法王親らVicaire apostoliqueを任命し、其所管Vicariat apostoliqueの教務を法王に代て管理せしむると云ふことにした。此結果として陝西、福建、四川の三Vicariatが出来、

陝西 Vicariat 陝西甘肅、山西、湖北、湖南、

福建 Vicariat 福建、浙江、江西、

四川 Vicariat 四川、

陝西の Vicaire apostolique (伊太利人)は法王廳の Propaganda Fide より直接に派遣され、福建の Vicaire apostolique (西班牙人)はドミニカン會より、四川の Vicaire apostolique (佛蘭西人)は巴里の Missions étrangères 會より派遣さるゝことゝなつた。

此の如くにして葡萄牙の保護權は殆ど支那の半分足らずに限局さるゝことゝなつたが、北京の教權は猶ほ葡萄牙王に屬して居たから、耶蘇會の宣教師が北京に於て繁榮した時も、一七七三年(乾隆卅八年)耶蘇會が解散され、一七八三年(乾隆四十八年)以後ラザリスト會の佛蘭西宣教師が之に代ることになつた後も、凡て北京の天主教宣教師は北京教區の葡萄牙主教の命令を受けなければならなかつたのである。

葡萄牙王の教權の及びたる三教區の中、南京教區は一七八七年(乾隆五十二年)以來主教の任命を見ず、北京主教之を遙任して、其職務を澳門マカオに在るラザリスト會の葡萄牙宣教師に委任したるが、一八三八年(道光十八年)に至り、北京主教 *Messias* は南京教區内教民の請を容れ、南京教區の教務を以て之をフランシスカン會の伊太利宣教師 *Deo*

に附托し、法王亦河南の教務を南京教區より自己の直轄に移して一の Vicariat となし之を伊太利の Missions étrangères 會宣教師に與へ、翌一八三九年更に山東の教務を北京教區より自己の直轄に移し、南京の教務を主宰した Bossi を Vicaire apostolique として之に臨ましむるに及び、河南を失ひたる南京教區の實際の教務は遙かに Bossi の支配下に立てる復興した耶蘇會の佛蘭西宣教師に歸することゝなつた。だから一八五六年（咸豐六年）いよゝ南京教區が廢され、法王直轄の江南 Vicariat が設けられ、其教務が終に耶蘇會の佛蘭西宣教師に依て行はるゝに至りしは已むを得ざる運命である。

序ながら北京教區から分れた山東の Vicariat に於ては、初め耶蘇會の佛蘭西宣教師はフランシスカン會の Vicaire apostolique Bossi の支配下に布教に従事したるが、官民の迫害甚だしく不成功に終り、フランシスカン會宣教師が之に代るに至り、始めて成功の緒に就いたのである。一八八五年（光緒十一年）南山東、北山東に分れ、南山東の Vicariat は獨逸宣教師の手に歸し、北山東の Vicariat は一八九四年（光緒二十年）更に北北山東、東北山東に分れ、北山東は伊太利のフランシスカン會宣教師、東山東は佛蘭西のフランシスカン會宣教師に歸したのであるが、獨逸が佛蘭西の宣教師に屬せる東山東の膠州灣を占領するに及び、獨佛二國 Propaganda Fide 及び佛蘭西の Vicaire apostolique の間の長

き交渉となり、佛蘭西は東山東を獨逸に譲り、其換地を伊太利に屬せる北山東に求むることとなりて局を結したのである。

北京教區は山東を失つたばかりでなく既に先是滿洲も失つて居る。即ち一八三八年に滿洲は一の Vicariat となり、巴里の Missions étrangères 會の佛蘭西宣教師は Vicaire apostolique として、法王に代りて其教務を管理するに至つたのである。

一八三八年北京教區の葡萄牙主教 Pires の死するに及び、久しく後任者の任命を見ず、法王は此時に乘じ、うるさい葡萄牙の保護權を破らむとし、北京教區を廢して之を一の Vicariat となし、Pires の死後北京教區の教務を署理したる葡萄牙宣教師 Castro を以て其 Vicaire apostolique たらしめむとしたるが、Castro は葡萄牙王の任命に非ずして之に就職するを肯せず、法王は一八三八年以來蒙古の Vicaire apostolique たりしラザリスト會の佛蘭西宣教師 Mouly をして勸説せしめしも、終に之を起たしむる能はず、已むを得ず一八四八年(道光二十八年) Mouly を Vicaire apostolique に任じて其教務を執らしむるに至つたのである。是に於て北京の教務は名實共に全く葡萄牙を離れて佛蘭西宣教師の手に歸することとなつた。

此の如く南京北京の二教區は相繼で葡萄牙の教權を離れ、マカオ澳門の一教區の

み葡萄牙の布教地として殘つたのであるが、此澳門マカオの教區も最初の管轄區域を完うする能はず、一八四八年道光二十八年廣東廣西は海南島と共に澳門教區より離れて法王直轄の Vicariat となり、巴里の Missions étrangères 會に屬することゝなつたから、名銓ナケン自稱澳門マカオに限らるゝに至つたのである。海南島は一八七六年光緒二年再び葡萄牙宣教師の管理に歸し、澳門主教の支配下に立つたが、葡清條約は未だ締結せらるゝに至らず、海南島に於ける宣教師は實際に葡萄牙の保護を受くること能はざる状態にあり、此の如く一時支那全國に及びたる葡萄牙の保護權は漸次廢滅して僅かに其衰頽せる澳門殖民地に於て餘喘を保つ有様となり、一八六二年(同治元年)の葡清未批准條約に於ても葡萄牙は昔時の保護權を興復せむとした形跡すら覓むることが出來ない。

### (三) 佛蘭西の保護權に就て

佛蘭西の保護權に就ては甚だ複雑したる淵源ありて、之れを簡短に論述するは頗る難事たり。十七世紀の中頃法王は Richelieu 等三人の佛蘭西人の主教を暹羅、東京、支那の Vicaire apostolique として派遣したることあり。これは既に佛蘭西政府が佛蘭西の宣教



師と力を合せ葡萄牙の保護權を破らむとして法王廳に運動した結果だと云ふことである。佛蘭西王 Louis 第十四世は *Le roi très-chrétien* の稱あり、東歐に於ける天主教全体の保護者として、當時何人も其權利を争ふものがなかつたのである。彼は耶蘇會のベルヂック宣教師 *Verdier* (南懷仁) が北京より歐羅巴に送つた悲愴な書信に動かされ支那に於ける天主教の廢滅を救はむとし、*Colbert Louvois* 等をして盡力せしむる所あり、始めて耶蘇會の佛蘭西宣教師を支那に送つたのである。有名な *de Fontaney, Gerbillon, Bouvet, Le Comte, Visseldon* 等の支那に渡つたのは此の時である。これは既に支那に於ける佛蘭西の保護權の種子と稱せらるゝのである。然し佛蘭西が支那に於ける天主教の保護權を獲得するに就て、稍々確かな意識を持つ様になつたのは、一八四四年(道光二十四年)の黃埔條約に始まると云ふてよい。英吉利の一八四二年(道光二十二年)に結むだ南京條約には、片言隻句も基督教に關することはない。英吉利は只貿易上の利益を圖るに専らにして、宗教上の利害の如き、毫も眼中に無かつたことは分る、それでも英吉利の宣教師は南京條約に依て上海等の五港が開放せらるゝ結果、布教上非常の便宜を得られ、プロテスタント教興隆の時期を開くであらうと云ふて、ひごく喜むだものである。合衆國が一八四四年に結むだ望厦條約には基督教の爲めに、清國をして

五港に於て教堂墓地を設くる權利を認めしめただけであるが、獨り佛蘭西の黃埔條約には、五港に於て教堂を設くる權利は勿論、五港以外に於て其附近一定の限界を除くの外原則として遊歴するを禁せられて居るが、若し禁を犯して此限界以外に出で進んで内地に入込む者があつても、支那人は之を毆打、傷害、虐待してはならぬ、之を拿捕して最寄佛蘭西領事に引渡すべしと云ふ條項を存して居る。佛蘭西の全權 Lagrèze が初めより宣教師を保護せむとする考を抱き此條項を加へたもので、佛清貿易の微々として振はざる有様から考へても、通常の貿易商人の利益を圖らむとの考に出でたものでないことは明かである。Lagrèze は清國の全權耆英に依頼するに、清國人に天主教を信奉することを禁じたる上諭撤回の上奏を以てし、其結果一八四四年（道光二十四年）清國人民の天主教を信奉する禁は解かるゝに至つた。外國の宣教師が清國の内地に入込て布教することは表面上禁せられて居るも、清國人民は天主教を信奉することを許されたのであるから、實際に於ては外國宣教師の内地布教が默認された結果となつたのである。Lagrèze が此の如く天主教の爲めに盡力したる理由は、其時一等書記官として Lagrèze を助けた D'Harcourt が一八六六年の兩世界評論雜誌に公にして居る所に據ると、佛蘭西は商業上に於て英吉利と競争が出来ないか

ら、宣教師の保護權を得て政治上の利益を收め、以て英吉利に對抗せむとしたもので、耆英に約するに清國が再び英吉利の兵を被ぶる場合に、佛蘭西は清國を援くべしとの約束を以てし、依て其心を動かし、天主教の爲めに此讓與を得るに至つたと云ふことである (Curzon, *The Problem of the Far-East*)。それは Lagrenée 一己の意見であつたか、それとも政府の内訓に依つたものか明かでないが、Jurien de la Gravière の説では Lagrenée は本國より何等の内訓を受けなかつたと云ふことである。一八四六年道光二十六年の上諭も耆英の奏請によるものだが、それは康熙年間各省に建立せられ、其後天主教の迫害の時代に沒收された教堂を佛寺民家となつたものを除き、凡て其地方の信徒に還附すべし、天主教を信奉する良民を濫りに監禁する地方官には相當の處罰を加ふべしと云ふ上諭で、矢張り Lagrenée の耆英に説いた結果であることは明かである。

然し宣教師の内地布教は公許された譯でない、内地人民が天主教を信奉するを許されたので、之を布教する宣教師が有つて始めて之を信奉する人民がある譯であるから、間接に宣教師の内地布教が默認されたものと解釋せらるゝに過ぎないのである。然るにこれが公許さるゝことになつたのも矢張り佛蘭西の功勞に歸するのであ

る。一八五八年(咸豐八年)の佛清天津條約、一八六〇年(咸豐十年)の佛清北京條約は支那の天主教の歴史に於て頗る重要な條約であると共に、實に佛蘭西の保護權の基礎を築いたものである。一八五八年の英清天津條約にも、基督敎の宣敎師及び信徒は清國官憲の保護を受けることが出来る様になつて居り、其第十一條には英吉利人は開港場に於て居住し、家屋を賃借し、購買し、又土地を賃借し、敎堂、病院、墓地を設けることが出来る様に書いてあるのみならず、更に第十二條には開港場に於ても、又他の場所に於ても、英吉利人は家屋、倉庫、敎堂、病院、墓地を設けることが出来る様に書いてある。開港場だけの意味ならば、何も其爲めに二條を設けて、同じことを二度も繰返す必要が無い筈だから、第十二條の開港場或は他の場所、支那文の『各口並各地方』英文の〔at the ports or at other places〕は開港場或は開港場以外清國內地の各地方と云ふ意味に取られぬことはないが、英吉利全權 Lord Elgin は other places は開港場以外内地の各地方と云ふ意味で書いたものではない、廣東附近の黃埔、上海附近の吳淞、天津附近の太沽と云ふ積りで書いたものであると宣言した。だから英吉利の天津條約は内地の居住、内地に於ける土地家屋の所有を許したものであるのではない。内地の布敎も宣敎師の資格を以てせず、普通の英吉利人として、普通の旅行券を以て内地を旅行する序、布敎するに差

支は無いが、永く一地方に居住して布教に従事することは出来ないことになつて居る。一八六〇年の英清北京條約には全然基督教に關する條項は無い。

然るに清佛天津條約には、佛蘭西の公使或は領事から發給して、清國地方官の證印を受けたる旅行券を携へて清國內地に布教する宣教師は清國官憲の完全な保護を受ける權利があることを立派に規定してある。第十二條は支那の正文と佛蘭西の正文と違つて居つて、支那文には只だ通商各口地方に於て佛蘭西人の所有する家屋財産の不可侵を言ふてあるが、佛蘭西文には汎く支那帝國内に於て佛蘭西人に屬する一切の財産の不可侵を保障してある。即ち佛蘭西文に據ると、佛蘭西人は支那帝國内に於て財産所有權がある様に解釋が出来るのである。各條約正文の文義解釋を異にする時は佛蘭西文に據るべき規定であるから、此條文も大に佛蘭西の天主教宣教師に利益を與へたものである。

然し天津條約の此等の條項より更に大切な條項は、一八六〇年の北京條約第六條で天主教の迫害時代に天主教徒より沒收された宗教及び慈善を目的とせる建造物は、附屬の土地及び建造物と共に道光二十六年(一八四六年)の上諭の旨に隨ひ原所有者に還附さるべく、且つ其還附さるゝ時には佛蘭西公使の手を経べしと云ふ規定で

ある。こゝまでは支那文も佛蘭西文も大體同様であるが、支那文には此外に佛蘭西文に無い餘計な

並任法國傳教士在各省租買田地建造自便

と云ふ一句が附加されてある。即ち佛蘭西宣教師は清國の各省に於て土地を賃借購買し、好む所に隨て教堂家屋を建築するを得ると云ふ一句で餘り重要な關係のない句ならば、どうでもよいが非常に重大な利益を外國宣教師に與ふる所の實に容易ならぬ句で、此の如き一句が支那文のみに在ると云ふ事は怪事と云はなければならぬ。Curzon や Boell などの書に據ると、これは條約締結の際、佛蘭西全權 Gros 男の通譯に當つた某宣教師が Gros に知らせずに秘密に附加したと云ふことであるが、果して然りとするれば、隨分罪の深い惡戯で、不埒とも何とも言ひ様が無い、それでは布教も何もあつたものではないが然し佛清天津條約の第三條に明かに佛蘭西文を以て正本となすべきことを規定してあるから、佛蘭西文になくして支那文のみにある様な此一句は固より無効の筈で、清國政府は之に抗議すべき十分の理由を有したるに拘らず初めの間は氣が附かず、氣が附く様になつても抗議しなかつた。Martin (A Cycle of Cathay) に、支那文と佛蘭西文の違つて居ることを誰が總理衙門に注意したのか、自分

が總理衙門の要求に應じて佛蘭西文を翻譯し、之に據るの利益を明かにしたる時に至ても、支那人として佛蘭西文に據らなければならぬと主張された義理でないと言つて抗議しなかつたと云ふことを書いてある。それで佛蘭西は押し通して仕舞て、此一句は宣教師を保護する金城鐵壁となつたのである。天津條約は旅行券を携へて清國內地に布教する宣教師の保護を約したのみで、宣教師の内地に土地家屋を所有し、定住して布教する權利は之を認めてない。北京條約の支那文の此一句に至つて之を認むることになつた。一體外國人は今日でも支那の内地に於て土地を所有する權利は認められて居ない。始めて今度の日支新條約に依て日本人は滿洲に於て商組權を得ることになつた様な次第であるが、宣教師だけは例外で既に北京條約の當時から内地に於て土地を購買賃借することが出來た譯である。

其後一八六五年(明治四年)に佛蘭西は又有名な *Berthemy* 條約を結んで天主教の利益を圖つたのであるが、これは總理衙門の佛蘭西公使 *Berthemy* 宛書信の形式になつて居て、將來佛蘭西の宣教師が支那の内地に於て土地を購買せむとする場合には賣渡證書中に賣主某は其所有土地家屋を以て其地方天主教會の公産として賣渡したる旨を記明するを以て足れりとし、買主として宣教師或は信徒の名を記入するを要せ

ざる事を宣言したものである。蓋し Berthemy は北京條約第六條支那文のみにある不合法な句に依て宣教師の土地家屋所有權が保障せらるゝを欲せず、又土地家屋の所有に關して、毎に地方の紛議を醸すの例なるを以て之を避くる爲め條約の明文となすを必要なりとし、協商を重ね此約を爲すに至つたのである。Cordier は其外交史に北京條約第六條の支那文を譯載しながら、其佛蘭西文と異つて居ることに就ては何等の批評を加へずして、天主教の迫害時代に天主教徒より沒收された土地建物等を原所有者に還附すると云ふ第六條の條文を文字通りに實行することゝならば、髮賊の亂に依て既に非常の變化を受けた支那の土地組織を、更に新に破壊すると云ふ騷擾を演じなければならぬ。これは決して北京條約の目的で無い、又之を實行する結果、支那の土地財産に非常の變動を起し、殆んど掠奪同様の有様を來すべく、縱令之が爲めの天主教會の物質上の富は増しても、其崇高な目的性質を有する布教事業を累することゝなるが故に、佛蘭西は之を實行することを願はない。佛蘭西の目的は單に宣教師の爲めに布教の便宜を圖るに在る。教堂、墓地、學校、孤兒院を建つるに必要な敷地を得るを以て足れりとするのである。其敷地を得るにしても、之を宣教師の營利の目的物たらしめず、是非宗教の目的に副はしめなければならぬ。隨て土地を得ることは必



要なるも、之を一人の宣教師若くは信徒の名義に於て所有するは宜しからず、須らく其地方天主教會の公産とせざるべからず、これが Berthemy 條約の出來た理由である。尤もらしい説明を試みて居る。

それは兎も角として此 Berthemy 條約に一の重要な規定即ち土地家屋の賣買は之を地方官に報明するか、報明するにしても、契約後に報明するか等の問題に就ての規定を缺いて居り、又此條約を各省、道、府、縣に於て公布すと云ふ約束が書いて無かつたから之が公布されない地方も多く、公布された地方でも地方官が果して此賣買契約に對して其地方の人民は凡べて異議が無かつたかと云ふことに就て調査を命じ、調査の結果は殆ど異議が無かつたと云ふ場合は珍らしいので、實際に於て土地家屋の賣買契約が出來ても、地方官の承認許可を得ることが出來ないと云ふ有様であつた。折角の Berthemy 條約も殆ど無効に歸したのであるが、歴代の佛蘭西公使は此闕典を補ふが爲めに盡方を怠らず、一八八二年(光緒二年) Bence 公使の時、賣渡證書を地方官に提示する事も、地方官の検査を受け其證印を得る爲め税金を納むる事も契約済の後、即ち所有權移轉の後で差支が無いと云ふ總理衙門の承諾を得、一八九四年(光緒二十年)一八九五年(光緒二十一年) Girard 公使は總理衙門に迫り、天主教會の Berthemy 條

約に依て購買したる土地家屋の登記税は、購買後清律例規定の率に遵て交納し、賣買契約に際し賣主は豫め其意を地方官に報明して承認を受くるの義務なきことを承諾せしめ、又 Berthemy 條約の公布を約せしめた。

此外 Bourbonlon 公使の時、一八六一年(咸豐十一年)一八六二年(同治元年)總理衙門に交渉し、信徒の地方祈神、演戲、賽會、燒香等の費用に對する負擔を公免せしめ、又地方官をして信徒と人民の間の所謂民教交渉事件を辦理するに際して偏頗の處置なからしめ、宣教師を特別優待し、其正當な要求に對しては遲滞なく公平の處置を執らしむることの同意を得、其結果一八六一年(咸豐十一年)一八六二年(同治元年)の上諭、一八六二年(同治元年)の恭親王諭單を見るに至つたのである。

此の如く佛蘭西は一八四四年の黃埔條約以來天主教の利益を保護する方針を以て清國との交渉に當つたので、清佛條約は諸外國の清國と結むだ條約に比し天主教の利益となる點は遙に多い。諸外國の條約には最惠國條款あり、清佛條約の利益に均霑すべきが如くなれども、必ずしも然らず、和蘭 *Siam* にある獨逸海外傳道學校の卒業生で有名な獨逸の Anzel と共に山東に渡つて獨逸の天主教保護權の基礎を築いた *Freihandnetz* と云ふ塊地利の一宣教師が廣東の英領事から佛蘭西の發給するもの

と同様の旅券を得て、之に兩廣總督の證印を求めた時、總督は填清條約に宗教に關する規定なきを理由とし、若し宣教師の資格を以てせず、普通填地利人として旅行するならば證印を與ふべきも、填地利宣教師として旅行するものに對しては之を與ふる能はずと言ひて拒絶したので、彼は已むを得ず、普通填地利旅客として證印を受けたのである。清國官憲は宗教に關する事などに最惠國條款を適用することを承諾しなご、Preinadmetz も我を折て一八八二年(光緒八年)以來佛蘭西の旅券を受くるに至つた。縱令最惠國條款は諸外國にも佛清條約の利益均霑を許すとしても、總理衙門の書信の形式になつて居る Berthemy、條約や、Bourdoulon の盡方に依て頒發された上諭恭親王諭單の中に言ふてある佛清兩國の親交に鑑み、宣教師に特別の優待を加ふべしと云ふ命令より生ずる利益などまでも均霑せしむる譯は無い。殊に一八六〇年後の數年間に於て、佛蘭西は世界の天主教國中支那に公使を有したる唯一の國であつたから、天主教の宣教師は國籍如何を問はず、凡べて佛蘭西の旅券を受け、其保護を求めなければならなかつたので、ベルデツクが一八六六年(同治五年)西班牙が一八六八年(同治七年)伊太利が一八六九年(同治八年)填地利が一八七一年(同治十年)に各々公使を派遣することになつた時は、既に天主教宣教師は凡べて佛蘭西の保護を受くると云ふ

習慣は最早確定して、自國宣教師を自國公使の保護下に置くことは困難となつたのである。伊太利だけは格別であるが、其他の諸國の宣教師はベルデツクでも、西班牙でも其數も少なく、其地位も佛蘭西の宣教師と比較することが出来ないほど劣等であるから之を保護して得る政治上の利益は之を保護するが爲めに自ら取らなければならぬ困難費用、危険義務を償はないと云ふ考から、佛蘭西の爲すが儘に任せたのである。西班牙の宣教師の中には佛蘭西の保護を離れて自國の保護下に立たうと試みたものもあつて、西班牙最初の公使 *Inevolo* は其希望に隨ひ自國の宣教師を佛蘭西より離し、自國保護下に歸せしめむとして盡力したが、西班牙の宣教師は、ドミニカン會のものでも、フランシスカン會のものでも、西班牙には佛蘭西の様な有利な條約も軍艦大砲の後援もなく、西班牙の保護下に在ては到底佛蘭西同様の有力な保護を受けることが出来ないことを悟り、再び佛蘭西の旅券を受け、其保護下に立つことになつた。西班牙やベルデツクに比すると、伊太利は宣教師の數も多く、王國政府は法王廳の甘心を結ばなければならぬ歴史上の關係があり、又宣教師を以て殖民政略に資せむとする考もあり、旁々獨逸が自國宣教師を保護する政略を取る様になつてから、一絡になつて、伊太利の宣教師を自國保護下に置かむとして經畫し、總理衙門に交渉し

て伊太利公使領事の旅券を携帶する伊太利宣教師は、佛蘭西の旅券を携帶するものと全然同様に、自由に内地に往來居住し、同様の保護、同様の特權を受けると云ふこと、伊太利の宣教師某の記名ある旅券が伊太利以外の他國公使領事に依て發給された場合には、支那の官憲は決して之に證印を與へないと云ふことを無理に承諾せしめたのである。伊太利の *de Luca* 公使が一八八四年(光緒十年)から一八八八年(光緒十四年)まで獨逸の *Brandt* 公使と一緒に熱心此運動を試みた次第は *Cordier* 教授の支那外交史、*Brandt* の東亞三十二年史に詳しく書いてある。獨逸も同様に山東省曹州府、兗州府、濟寧州等に於ては獨逸の宣教師に限つて居住布教するを許し、其旅券は獨逸公使獨り之を發給し、支那官憲は亦獨り獨逸公使の發給する旅券に限つて證印を與ふべしと云ふ要求を提出し、無理に承諾せしめたのである。然るに一方に於ては佛蘭西の *Lemaire* 公使も清佛天津條約を根據として、佛蘭西は將來も引續いて佛蘭西公使領事の發給した天主敎宣教師の旅券に對して支那官憲の證印を要求する權利がある。宣教師の國籍如何は支那官憲に於て證印を拒む理由とならないと云ふ談判をなし、總理衙門は之に對し、獨逸、伊太利の要求を許したのは其強迫に依り已むを得ず許したもので、佛蘭西公使の發給した旅券に對しては、支那官憲は過去同様證印を與ふべく

又此等の旅券を携帶する宣教師に關する事件に就ては、必ず佛蘭西公使と交渉すべしと云ふ證言を爲して居る。此の如く總理衙門は獨逸、伊太利に對しては獨逸、伊太利の國籍に屬する宣教師が佛蘭西から受けた旅券に支那官憲の證印を要求するも之を拒絶すべきことを承諾し、同時に佛蘭西に對しては宣教師の國籍の如何を問はず佛蘭西から發給した旅券に證印を請ふ時は、支那官憲は過去同様之を承諾すべしと云ふ約束を爲したのである。隨分人を馬鹿にした遣方で、又後の事は後の事と云ふ總理衙門外交の特色を極端に發揮したものである。いづれ總理衙門の考ではこれは獨逸、伊太利から佛蘭西に懇願して、將來佛蘭西の公使領事から獨逸、伊太利の宣教師に旅券を發給せぬ事にして貰ふなり、又は獨逸、伊太利の政府から各々其國の宣教師に將來佛蘭西の公使領事から旅券を受くることを禁するなり、何れの道獨逸、伊太利の二國自ら何とか始末をつけるに相違なく、支那としては佛蘭西に對する舊來の約束を變更する必要が無いと考へ、高タカを括ケツつたものであらうが、若し此時に羅馬法王が支那在住の天主教宣教師に對して、從來同様佛蘭西の公使館より旅券を受け、必要の場合佛蘭西公使の保護を仰ぐべきことを命じなかつたならば、支那は獨逸、伊太利兩國より、膠州灣事件に至らざる前に隨分酷ヒドい目に遇はされたかも知れない。

猶ほ佛蘭西の天主教保護權を確定した重大な事件は、一八八六年(光緒十二年)北京西安門内蠶池口に在つた佛蘭西耶蘇會の宣教師が康熙帝の寵遇を受けた時代に創建された舊北堂の移轉問題が起つた時、之に關聯して起つた法王の公使を北京に設置すると云ふ事件である。當時天津税關に奉職した英吉利人 Dume が支那政府の依頼を受けて羅馬に至り、英吉利獨逸伊太利、ベルヂツクの諸國は支那を援け、獨逸の Brande 公使の如き、最も露骨に此運動を援けたのであるが、若し法王の公使にして北京に設けらるゝに至らむか、佛蘭西は佛蘭西以外の諸國宣教師に對する舊來の保護權を一朝に失なはざるべからず、重大な事件であるから法王廳駐在の佛蘭西大使 Teldovic Behaine は法王廳の首相たる Cardinal Rampolla に對して百方警告し、一旦其議を中止せしむるを得たのである。元來伊太利王國は國民主義に依て統一し、法王の領土天主教會の財産を奪て出來た國で、法王から見れば不俱戴天の敵である。此點だけでも法王は伊太利及び其同盟國たる獨逸の爲す所に従ふことを好まないものである。現して之が爲めに古來天主教會の長女と稱せらるゝ佛蘭西の歡心を害する時は法王の理想たる政教の分離と云ふことは世界の大大勢である。今日から見れば殆ど空想であるが、教會國家の回復は終に之を望むこと能はざるに至るべし。法王は之を恐れ、一八八

年 Behaine の請を容れ、*Aspera rerum condito* と稱する敎書を一般天主教宣敎師に發し特に支那在住の宣敎師に佛蘭西の旅券を求め佛蘭西の保護を受くべきことを命ずるに至つた。

此の如く支那に於ける佛蘭西の保護權は、支那との條約、清國皇帝の上諭、總理衙門の照會覆答、法王の敎書の様な種々複雑した淵源から成立つものであるが、若し佛蘭西にして實際之を實行すべき力なきか、若くは之を實行すべき義務を怠る時は、紙上の權利は如何に明瞭なるも、佛蘭西は自ら傳來の權利を拋棄するものであるとの口實は何時でも立つが故に、各國が其國の宣敎師を其國で保護すると云ふ運動は羅馬に於て成功すること疑なく、法王は獨逸の Anzor に對して獨逸の保護を受けるも、佛蘭西の保護を受けるも、隨意たるべしと云ふ様な話をしたので、Brandt 公使の惡辣な運動は効を奏し、一八九三年(光緒十七年)に至り、Anzer の管理に屬する南山東は遂に獨逸の保護下に立つこととなつたのである (Rene pinon, *La chine qui s'ouvre* 參照)。これは佛蘭西の熟知して居る所であるから、毎に保護の義務を怠らない、他國の宣敎師に對しても、自國の宣敎師と同一の待遇保護を與ふることを忘れなかつたのである (Cordier, *Histoire des Relations de la chine avec les Puissances Occidentales* 參照) 一八九八年(光



緒二十四年法王は Reims 大主教 Cardinal Langenieux に與へたる返翰に於て佛蘭西の東方 (Orient) に於ける天主教宣教師の保護權は攝理の佛蘭西に與へたる權利で、數百年來の慣例に於ても、國際條約の明文に於ても、又プロバガンダファイデ部の布告に於ても均しく認めらるゝ所である。法王は毫も佛蘭西が代々相續傳承して之を維持するが爲めに最善の努力をなしつゝある光榮ある歴史の遺産を奪はむとする意なきを縷述して居る。一方清國に於ては翌一八九九年(光緒二十五年) Stephen Pichon 公使が北京の Vicaire apostolique Favier と共に清國政府に要求した結果天主教を公認し、其制度に於ける主教 (veque bishop) に清國の制度に於ける總督巡撫攝位司鐸 (Vicaire apostolique) 大司鐸 (Archevêque) に布政使、按察使、道臺、司鐸 (Prete) 以下に知府、同知、知縣、知州等の各官に準ずる待遇を與へ、普通な民教交渉事件、人民信徒間の爭訟に就てはそれぞれ相當な清國官憲に會見商議を求め、重要な民教交渉事件に就ては法王が天主教の保護を專託する、某國公使領事を経て總理衙門或は地方官憲と商議することを得しめ、清國官憲は此場合に相當の禮を以て應接し、迅速に又成るべく平和に事の落着を圖るべしと云ふ上諭が發せられたのである。法王が天主教の保護を專託する某國とは佛蘭西を指すこと明かにして、之を明言せざるは特に法王の名を藉りて豫ねて佛

蘭西の保護權を悦ばざる諸國をして抗議の辭無からしむる爲めの用意に出でたものである。清國政府が此の如き讓與を敢てしたのは、佛蘭西の公使及び宣教師等の言を信じ、今に於て佛蘭西の保護權を確定するに非れば、膠州灣事件の續出する危険があるを考へた爲めであるとの事である。一七四二年(乾隆七年)法王ベネチクト第十四世がエツクス・クオ・シングラリと稱する敎書を發して、支那の祖先崇拜、孔子拜禮の儀式、祭天の禮を否認し、基督教の神を呼稱するに、天主以外の名稱を以てすることを禁じたる後、清國各地に絶へなかつた民敎交渉の案は、此上論以來多くは其地方に於て清國の督撫と主教、攝位司鐸等の宣教師との商議に依て落着ることとなり、佛蘭西の公使領事の手を煩はさない様になつたのである。然し佛蘭西の保護權は消滅した譯ではない。成程之が爲めに大概の敎案は Paul Boel (Le Protectorat des missions catholiques en chine) の説の如く佛蘭西の保護權が直接に効力を見はさぬ前に、地方に於て落着するであらうが、それは清國の督撫が主教司鐸などの背後に佛蘭西の保護權あることを豫想するが爲めであるから、此上論に佛蘭西の最後の權利を明記してあるのは却て佛蘭西の保護權を確定したものと云ふべきである。

然し佛蘭西の保護權は獨逸の山東に於ける保護權の膠州灣占領の原因となつた

様に佛蘭西の利益とはならなかつたのである。其中に獨逸の膠州灣占領に激發されて、義和拳匪の排外運動が起り、所謂北清戰役の結果列國聯合軍の北京占領となり、清國政府は一九〇〇年(光緒二十六年)一九〇一年(光緒二十七年)に於て排外を目的とする團體の結合を禁じ、外國人を殺害虐待したるものを嚴罰し、外國人の殺害虐待された各城鎮の文武各等の考試を停止し、各省督撫文武大吏に外國人を保護して之に危害或は條約違犯の行爲を加ふる者の嚴罰を命じ、之を寬假助長する官吏を獎叙せざるは勿論、永遠叙用せざることを宣明した上諭を發し、又一九〇一年九月(光緒二十七年)七月聯合列國に對する北京公約第十條に於て此の上諭を二年間各府、廳、州、縣に頒行布告することを約するに至つた。最近支那に於て民教交渉の案が頓に少なくなつたのは、一は一八九九年の上諭の結果に因るも、其重なる原因は聯合列國の兵力の強壓と其結果發せられた上諭及び列國に對する公約であると認められるから、佛蘭西の保護權は消滅したでないにしても、非常に *obsolete* になつたのは、獨逸の南山東保護權獲得に引續いた膠州灣占領の結果と云てもよいのである。(本篇は大正三年十一月支那學會大會に於ける講演に多少の補訂を加へしものである)